資料３０

大空中学校適正規模の確保等
地域検討委員会意見書

平成 30 年 10 月

大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１．大空中学校（大空小学校を含む）の現状について　・・　1

２．学校規模の小規模化による影響について　・・・・・・　2

３．適正規模を確保するための　・・・・・・・・　2
　　取り組み等に関する検討について

(1)通学区域の変更の検討　・・・・・・・・・・・・・・　2

(2)学校の統合の検討　・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

(3)小中一貫教育の検討　・・・・・・・・・・・・・・・・　3

４．学校及び地域の取り組みについて　・・・・・・・・・　4

５．学校施設の整備について　・・・・・・・・・・・・・　4

おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

はじめに

少子化の進行による児童生徒数の減少が教育にもたらす影響が懸念される中、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的として、平成２９年２月に帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する基本方針（以下「基本方針」という）が策定されました。基本方針に基づき具体的な取り組みを進めるため、平成３０年４月に帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画（以下「基本計画」という）が策定され、前期対象校として大空中学校が選定されました。

学校の役割は、児童生徒が知識や技能を習得することだけではなく、一人ひとりの資質や能力を伸ばすことのほか、教育活動を通じて地域の活性化を図る地域コミュニティの核としての側面も併せ持っていることから、保護者や地域住民の代表、学校関係者などで構成する大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会（以下「本委員会」という）が５月に設置され、５回にわたり検討を行い、今後策定される大空中学校の個別実施計画に我々の意見を反映してもらうため、「大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会意見書」としてまとめました。

１．大空中学校（大空小学校を含む）の現状について

帯広市立大空中学校は、南帯広（大空）住宅団地開発事業の進捗状況に伴い、帯広第四中学校のマンモス化解消のため、昭和４９年４月１日に新設開校しました。大空中学校は市街地の南西に位置する大空団地内にあり、東は南町中学校、北は帯広第八中学校と緑園中学校、南は川西中学校と通学区域が接しています。

開校当初の生徒数は１９５人、学級数は５学級で始まり、昭和６３年には生徒数のピークを迎え６４９人、学級数は１６学級になりました。平成３０年５月１日現在の生徒数は１５９人、学級数は８学級（うち特別支援学級２学級）です。基本計画において、前期計画期間の平成３４年度の推計では通常学級が５学級になる見込みで、市街地の中では最も小規模化の進行が見込まれる中学校です。

大空中学校では、教育目標「北の文化を拓く　明るく健康な心身と個性豊かな英知を育む」に基づき、特色ある教育活動を展開しています。主な取り組みとして、学校では数学科や英語科における習熟度別少人数指導、全校朝読書などを実施するとともに、生徒会ではプルタブやボトルキャップの回収などのボランティア活動やいじめ撲滅運動などを行っています。

大空中学校と地域との連携としては、民生委員児童委員と生徒会役員が連携した赤い羽根共同募金活動、学校支援ボランティアによる長期休業中の自主学習会の開催、大空連合自治会の一斉清掃日にＰＴＡと生徒が協力して実施している落ち葉拾いなどを行い、地域にある学校として町内会などの地域住民とともに子どもたちを育む教育環境が構築されています。

大空小学校と大空中学校との連携については、現在実施しているエリア・ファミリー構想の取り組みを通じて、小中学校合同での新体力テストの実施、生徒指導の連携、小中学校の教職員間の交流などを行っています。

また、通学区域が大空中学校と一致している大空小学校は、大空団地開発事業の進捗状況に伴い、昭和４５年１０月１日に稲田小学校から分離新設し、開校しました。開校当初の児童数は１６３人、学級数は６学級で始まり、昭和５８年には児童数のピークを迎え１４５９人、学級数は３６学級になりました。平成３０年５月１日現在の児童数は３２６人、学級数は１７学級（うち特別支援学級５学級）です。

大空小学校では、教育目標「知恵をみがき　清い心をはぐくみ　体をきたえる子」に基づいた主な取り組みとして、乗り入れ授業や教科担任制の実施、開かれた学校として地域の住民などを講師にするゲストティーチャーの活用、「帯広の森・はぐくーむ」を活用した環境学習など特色ある教育活動を展開しています。

２．学校規模の小規模化による影響について

学習面や生活面への影響としては、他校に比べて大人数の中で切磋琢磨する機会や子ども同士の関わりを持つ機会が少ないことが心配されるほか、授業等で様々な規模のグループによる学習が行いづらく多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会が少なくなること、柔軟な学級編制が難しく人間関係や相互評価などが固定化しやすいことなどが挙げられます。ただし、生徒数の少なさから、教員はより丁寧な関わりができるという良い面もあるとの意見もありました。

部活動への影響としては、設置できる部活動数が少ないことから選択肢が狭まること、複数の学校で練習や試合を行う合同チームでの部活動となると、往復や送迎などの負担が増えることなどが挙げられます。

教職員体制への影響としては、経験、教科や部活動の指導などの面でバランスの取れた教職員の配置がしづらいこと、出張や研修会などへの参加が難しくなることが挙げられます。

保護者への影響としては、ＰＴＡ活動などで一人ひとりにかかる負担が大きくなりやすいことなどが挙げられます。

３．適正規模を確保するための取り組み等に関する検討について

本委員会では、小規模化が進む大空中学校の学習面や生活面、部活動における影響への緩和または解消に向けて、基本方針の「第４章　適正な学校規模を確保するための取り組み」に掲げられた通学区域の変更、学校の統合、小中一貫教育について、項目ごとに検討を行いました。検討にあたっては、大空中学校と同様に小規模化が進む大空小学校の影響等も併せて検討しました。

⑴ 通学区域の変更の検討

本委員会としては、現在、大空中学校の通学区域が大空小学校と同一の区域になっており、小中連携による義務教育９年間を通した学びの連続性や、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの形成などを考慮し、通学区域を見直す場合は、小中学校を合わせた検討が必要であると考えました。

現在、大空中学校の通学距離は最長約２．５ｋｍ、中学校と合わせて見直す必要があるとした大空小学校の通学距離は最長約２．３ｋｍとなっています。大空小学校は現状でも、本市における小学校の通学距離の目安であるおおむね２ｋｍより遠いことから、拡大する場合、登下校時における低学年児童の身体的な負担や交通事故等の安全面などを考慮しなければなりません。

こうしたことから、本委員会の結論としては、通学区域を変更することによって、児童生徒の身体的な負担や安全面等の課題が大きいことから、他の方法を検討することが望ましいとしました。

(2)学校の統合の検討

近隣校である南町中学校及び緑園中学校との統合について検討を行いました。まず、南町中学校との統合については、学校間の距離で約３．５ｋｍ、通学距離は最長約３．８ｋｍとなり、スクールバスの利用も考えなければならない通学距離となるほか、南町中学校の既存校舎の通常教室数が不足するため、南町中学校校舎を増築する必要があることが確認されました。また、基本方針では中学校の適正規模の基準を１２学級から１８学級としていますが、南町中学校と統合した場合、推計上では２１学級以上の大規模校となることが見込まれ、全教職員による生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすいなど、大規模化による影響が課題として挙げられました。

次に、緑園中学校との統合については、統合新校は推計上では１１学級から１４学級となり、おおむね適正な学校規模になることが見込まれるとともに、緑園中学校校舎を増築せずにそのまま活用できると考えられます。しかしながら、学校間の距離が約４．０ｋｍ、通学距離では最長約６．０ｋｍとなることから、中学校の通学距離の目安であるおおむね４ｋｍより遠くなるほか、冬期間の通学条件や交通量が多いことなど、通学時における安全面の不安が意見として出されました。これらを解決する手段としては、スクールバスの利用が考えられますが、１２０人（平成３９年度大空中学校推計生徒数）以上になる生徒がスクールバスで通学するとなると、バスの台数確保のほか、部活動を行う上で制限が生じるなど、検討すべき課題が多いことが挙げられました。

一方、統合することで生徒数が増えて生徒間の切磋琢磨や部活動の選択肢が増えることなどの効果が期待できるという意見もありましたが、大空地区及び南の森地区に住む住民としては、地域から中学校がなくなることは、地域活力の観点からも、受け入れがたいものと考えます。

こうしたことから、本委員会の結論としては、他校との統合については、生徒の通学に対する負担や安全面などの課題が大きいことから、他の方法を検討することが望ましいとしました。

(3)小中一貫教育の検討

本委員会では、通学区域の変更及び学校の統合を検討した結果、いずれも実施に当たっての課題が大きいことから、基本方針第４章に沿って小規模化の影響を緩和するため、小中一貫教育の導入について検討することにしました。

現在、市内全域で実施されているエリア・ファミリー構想により、大空小学校と大空中学校では、小中学校合同での新体力テストの実施、生徒指導の連携、小中学校の教職員間の交流など、子どもたちの学びと育ちを円滑に接続する取り組みが行われています。

小中一貫教育を導入する効果としては、小学１年生から中学３年生まで幅広い異学年交流が行えること、教職員による多様な人間関係の構築ができること、小学校の外国語科授業や学習上のつまずきなどに対し義務教育９年間を見通した学習指導及び生徒指導が行えること、学習面や生活面で不適合を起こす中一ギャップの解消につながることなどが期待されます。

小中一貫教育の推進についての意見としては、小中学校間の連続性・系統性のある教育活動を行う義務教育学校は中１ギャップへの対応に有効であること、教科指導と生徒指導の両面で効果が期待できること、中学生の学力のフォローについて中学校の免許を持っている小学校の教員に行ってもらうことが期待できること、ＰＴＡの学習会などの活動を合同で行うことで、参加者増が期待できることなどがありました。ただし、義務教育学校は児童生徒が転出入する場合に児童生徒などへの対応や学校間の引継ぎなどに課題が生じることがあるとの意見も挙げられました。

大空小学校と大空中学校が小中一貫校になることで、児童生徒、学校、地域の実情などを踏まえたこれまでの取り組み内容の質を一層高め、様々な価値観を育むことが期待できます。

こうしたことから、本委員会としては、大空小学校と大空中学校を対象とした小中一貫教育の導入については、小規模化の影響を緩和するためにも進めるべきとしました。

４．学校及び地域の取り組みについて

大空小学校や大空中学校は、これまでも学校支援ボランティアによる長期休業中の自主学習会やわんわんパトロール隊などによる地域の見守り活動など、地域と深い関わりを持ちながら学校経営が行われています。

学校と地域との連携については、地域が学校と情報を共有することで的確な協力が行えること、地域のニーズも含めてどのような学校を作っていくのか一緒に考えることなど、地域が学校の取り組みに参加しやすい環境をつくる必要があるなどの意見がありました。一方で、課題としては、地域における人材発掘や地域ニーズの把握、地域が協力しやすい校内体制の構築などが挙げられました。

今後、これらの活動を効果的に推進するとともに、学校の小規模化が進行することによる固定化した人間関係への対応を補完するため、学校と地域などが共通の目的・目標を掲げ、連携した取り組みを行うコミュニティ・スクールの導入についても併せて検討する必要があるとしました。

また、大空中学校が行う取り組みとしては、学校の小規模化による影響を緩和するため、部活動を合同チームとして行える環境を整えることのほか、異学年との交流だけではなく同学年による交流機会も大切なことから、中学校間の交流をできるだけ行うことを切に望みます。

こうしたことから、本委員会としては、地域とともにある学校づくりや、小規模化の影響を緩和するためにも、多少の課題はありますが、学校での取り組みのほか、大空地域におけるコミュニティ・スクールの導入を進めるべきとしました。

５．学校施設の整備について

大空小学校・大空中学校の校舎等の現状としては、最も面積の大きい校舎棟においてはそれぞれ昭和４９年に建設されています。屋内運動場についてもそれぞれ昭和４８年と昭和４９年に建設されています。校舎と屋内運動場の耐震改修工事はそれぞれ終了しているものの、施設の老朽化が進んでいます。

学校施設については、ＩＣＴ環境や小中一貫教育による異学年交流に対応可能な整備などによる教育内容や学習活動の充実への対応や、安心・安全で快適な学校生活を送ることができ、落ち着いた雰囲気で学ぶことができる環境を望む意見がありました。

また、学校と連携した地域活動やコミュニティ・スクールの導入など、地域コミュニティとの連携・協働を一層促進することができる場の確保などを望む意見がありました。

本委員会としては、校舎等の整備に当たって、可能な限り学習面や生活面、安全面に考慮した施設にすべきとしたほか、大空小学校と大空中学校の児童生徒の交流や小学校の一部教科担任制の導入など小中一貫教育を効果的に進められるため、施設一体型の学校整備が望ましいとしたところです。また、コミュニティ・スクールの導入に向けては、学校と地域が連携するための活動スペースを合わせて整備することが望ましいとしました。

おわりに

大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会として、大空中学校並びに大空小学校に通う児童生徒の学校生活を第一に考え、意見としてまとめました。帯広市教育委員会におかれましては、今後、本委員会の意見を踏まえ、大空中学校に関わる実施計画を策定するようお願いいたします。

参　考　資　料

大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画（平成 30 年４月 23 日策定）に則り、前期対象校の帯広市立大空中学校において、生徒の教育環境の充実を図るべく、適正規模の確保等に取り組む実施計画を策定するため、大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、前期対象校の帯広市立大空中学校における適正規模の確保等の取組について、幅広い視点から検討を行い、検討結果をまとめた意見書を教育長に提出する。

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する。

（１）　児童生徒の保護者の代表者

（２）　未就学児童の保護者の代表者

（３）　町内会等の代表者

（４）　学校関係者

（５）　学識経験を有する者

（依頼期間）

第４条　委員の依頼期間は、前条に基づき教育長が依頼した日から第２条に基づき意見書を提出した日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議の司会進行は、委員長が指名する委員が行う。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（情報の提供等）

第７条　委員会における協議内容等については、随時、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集することとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会学校教育部企画総務課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 30 年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会委員名簿

平成 30 年６月１日現在　敬称略

	氏名	所属	備考
1	河尻　美紀	大空中学校保護者の代表	副委員長
2	菅原　かおる	大空中学校保護者の代表	
3	水野　智明	大空小学校保護者の代表	
4	吉田　　博	大空小学校保護者の代表	
5	廣江　智樹	未就学児保護者の代表	
6	佐々木　俊祐	未就学児保護者の代表	
7	久保　竹雄	大空町連合自治会	
8	西島　　寛	大空町連合自治会	
9	荻　　正憲	南の森連合町内会	
10	豊島　伸一	南の森連合町内会	
11	上田　和聡	大空中学校　校長	委員長
12	海鋒　達也	大空小学校　校長	
13	野崎　司春	学識経験者	進行司会

大空中学校適正規模の確保等地域検討委員会開催状況

	開催日	主な検討内容
第１回	平成 30 年 6 月 7 日	・地域検討委員会の概要 ・これまでの適正規模の確保等の取組み状況 ・大空小中学校の現状 ・小規模校化のメリット・課題、対応
第２回	平成 30 年 6 月 29 日	・大空小中学校の現状（小規模化の影響、影響への対応） ・学校のあり方（通学区域の拡大、近隣校との統合、小中一貫教育） ・地域と学校の関わり（エリア・ファミリー構想の取り組み状況等）
第３回	平成 30 年 7 月 23 日	・地域と学校の関わり（学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）　） ・学校のあり方（大空中学校・大空小学校の現状、議論の整理）
第４回	平成 30 年 8 月 30 日	・前回までの協議内容の確認 ・教育環境の整備（大空中学校・大空小学校の現状を踏まえた議論の整理） ・意見書の項目
第５回	平成 30 年 9 月 27 日	・意見書（案）